

背景・必要性

<帰還困難区域に係る現行制度> ~特定復興再生拠点区域（「拠点区域」）（平成29年改正）~

- 福島県内に、帰還困難区域（将来にわたる居住制限を原則）を設定（平成23年～25年）。
- 平成29年の福島特措法改正により、市町村長が、帰還困難区域の中に、住民・移住者の生活及び地域経済再建の拠点（新しいまちづくり）となる「特定復興再生拠点区域」（拠点区域）を設定できる制度を創設。これまで除染、インフラ整備等を進め、一部では避難指示解除済。

<帰還困難区域のうち、『拠点区域外』の対応について>（政府方針の決定：令和3年8月）

- 未だに拠点区域外では、帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況。
- 地元住民から「拠点区域外にある自宅に帰りたい」「元居た場所で生活を再開したい」との強いお声と共に、地元自治体から避難指示解除の方針を早急に示してほしいとの強い要望を頂いてきた。
- 令和3年8月、2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別・丁寧に把握し、帰還に必要な箇所の除染を進めるという政府方針を決定。

上記政府方針を実施するため、以下の措置を講ずる

改正法の概要

「特定帰還居住区域」の創設等

- 市町村長が、拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設

（区域のイメージ）

帰還住民の日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲で設定（要件は以下通り）

- ①放射線量を一定基準以下に低減できること
- ②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
- ③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
- ④拠点区域と一体的に復興再生できること

- 市町村長が特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、内閣総理大臣が認定
- 認定を受けた計画に基づき、以下の国による特例措置等を適用
 - (1)除染等の実施(国費負担)
 - (2)道路等のインフラ整備の代行

避難指示解除の取組を着実に進めていき、拠点区域外の帰還困難区域において、帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押し

(1) 東日本大震災 復興加速化のための第10次提言～「復興・再生」の新たなステージへ～ (与党) (令和3年7月13日) (抄)

2 帰還等の促進に向けた環境整備

(2) 特定復興再生拠点区域外における対応の具体化

(特定復興再生拠点区域外に関する住民へのメッセージ・方向性)

- 復興拠点の整備が進捗する一方で、特定復興再生拠点区域外（復興拠点区域外）については、避難指示解除の具体的な見通しが立っていない状況にある。こうしたなか、震災から10年が経過してもなお、「復興拠点区域外にある自宅に帰りたい」、「元居た場所で生活を再開したい」という強い思いを持った住民の方々が大勢いる。また、地元自治体からも、復興拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針を早急に示してほしいとの強い要望が示されてきた。
- こうした住民の思いや地元自治体の要望に真摯に応え、帰還困難区域を抱える自治体の一日も早い復興を実現するため、国は、復興拠点区域外の方針を早急に具体化していかなければならない。

(2) 特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方 【政府方針】 (令和3年8月31日原子力災害対策本部・復興推進会議) (抄)

2. 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する基本的方針

以下の基本的方針に基づき、拠点区域外の避難指示解除及び復興に向けて、地元と十分に議論しつつ、国は、施策の具体化を行う。そして、国は、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく。

1. 国及び地元自治体は、拠点区域外の住民の帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行う。住民の意向確認に際しては、すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回にわたり実施する。なお、営農については、帰還意向と併せて住民の意向を確認し、地元自治体とも協議しながら必要な対応を進める。
2. 拠点区域外の除染は、現在計画されている拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく開始する。その際、帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減させ避難指示解除及び住民の安全・安心に万全を期すため、国は、除染の手法・範囲について、十分に地元自治体と協議しながら、検討する。
3. 拠点区域外の住民の居住・生活に必要なインフラの整備については、帰還困難区域における新たなまちづくりの中心となる拠点区域の整備状況も踏まえつつ、除染と一体で効率的に行う。
4. 帰還する住民の生活環境の向上や自治体復興の観点から、拠点区域外への立入制限の緩和等について、十分に地元自治体と協議しながら、必要な対応を行う。
5. これを実現するため、国は、必要な制度及び予算を措置する。その際、本方針は、将来にわたって居住を制限することを原則とした帰還困難区域への居住を可能にし、拠点区域外への帰還実現・居住人口の回復を通じて自治体全体の復興を後押しする措置であることから、東京電力に求償せず国に負担において行う。本方針の実施に係る予算については、一般会計の財政収支に影響を与えることなく、東日本大震災復興特別会計及びエネルギー対策特別会計の応分の負担により確保することとする。

4. 今後の課題

こうした取組を進める中で、残された土地・家屋等の扱いについては、地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進め、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む。

5. おわりに

今回の方針は、拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除について方針を示したものである。政府としては、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意に揺らぎはない。「福島の復興なくして、東北の復興なし。東北の復興なくして、日本の再生なし」。こうした考えの下、引き続き、復興・再生をさらに前に進めていく。

(3) 東日本大震災 復興加速化のための第11次提言～今こそ日本創生を福島、東北から～ (与党) (令和4年9月6日) (抄)

2 帰還等の促進に向けた環境整備

(2) 特定復興再生拠点区域外における対応の具体化

(制度・財源)

- 以上の取組を実施するため、政府は必要な法制度を含む制度および予算を措置する。その際、これらの取組みは、将来にわたって居住を制限することを原則とした帰還困難区域への居住を可能にし、復興拠点区域外への帰還実現・居住人口の回復を通じて自治体全体の復興を後押しする措置であることから、国の負担において行うものとし、必要な財源は、復興施策およびエネルギー施策の中で確保すること。

特定帰還居住区域(案)に関する行政区別説明会について

特定帰還居住区域(案)に関する行政区別説明会

帰還困難区域を抱える行政区のうち14行政区を対象に、令和5年11月5日、6日、8日及び11日の4日で計12回の説明会を開催し、235世帯305名の住民の皆さまにご出席いただきました。

| 行政区 | 対象世帯 | 出席世帯 | 出席者数 | 参加率 |
|-------------|-------|-------|------|-------|
| 1. 大堀行政区 | 108世帯 | 23世帯 | 29人 | 21.3% |
| 2. 井手行政区 | 120世帯 | 38世帯 | 54人 | 31.7% |
| 3. 小丸行政区 | 29世帯 | 16世帯 | 21人 | 55.2% |
| 4. 畑川行政区 | 16世帯 | 8世帯 | 8人 | 50.0% |
| 5. 酒井行政区 | 76世帯 | 26世帯 | 31人 | 34.2% |
| 6. 室原行政区 | 19世帯 | 3世帯 | 3人 | 15.8% |
| 7. 大昼行政区 | 23世帯 | 5世帯 | 6人 | 21.7% |
| 8. 下津島行政区 | 21世帯 | 7世帯 | 9人 | 33.3% |
| 9. 津島行政区 | 61世帯 | 14世帯 | 20人 | 23.0% |
| 10. 南津島下行政区 | 82世帯 | 27世帯 | 37人 | 32.9% |
| 11. 南津島上行政区 | 39世帯 | 11世帯 | 17人 | 28.2% |
| 12. 赤宇木行政区 | 104世帯 | 26世帯 | 33人 | 25.0% |
| 13. 手七郎行政区 | 25世帯 | 6世帯 | 7人 | 24.0% |
| 14. 羽附行政区 | 34世帯 | 25世帯 | 30人 | 73.5% |
| 合計 | 757世帯 | 235世帯 | 305人 | 31.0% |

説明会では、町から福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の概要を説明し、質疑をお受けした後に、特定帰還居住区域(案)の図面を車座で囲みながら、帰還する自宅や日常生活に必要なアクセス道、墓地等について、ご意見をいただきました。今回、お示した特定帰還居住区域(案)をご確認いただいた方の中から、帰還意向調査で保留と回答していた方や未回答であった方から帰還意向有への変更や帰還意向を新たに示された方がいらっしゃいました。

住民の皆さまから寄せられた主なご意見及び回答は以下のとおりです。

住民の皆さまから寄せられた主なご意見及び回答

【制度に関する意見】

(問)既に避難指示が解除された区域では、住民の帰還意向の有無によらず除染や避

難指示解除が行われた。帰還意向を示すという条件が付されることで、帰還意向を示さない方の宅地等が残されることになる。帰還意向の有無によらず実施すべきであると考ええる。

(答) 今回の制度は、帰還の意向がある方の宅地を中心に除染・避難指示の解除区域を設定する制度となっており、皆さまがそれに違和感を抱いていると受け止めている。町としては、町内全域の除染・避難指示解除を目指す考えは変わっていない。引続きすべての範囲について除染をし、すべて解除することを国に求め続ける。一方で1日でも早く帰還を希望する方も少なからずいることから、今回の制度が創設されたことをご理解いただきたい。

【特定帰還居住区域(案)に関する意見】

(問) 帰還意向を示していない方の宅地や特定帰還居住区域(案)から外れている宅地から離れた農地の除染等の方針は。

(答) 今回は、帰還意向のある方が早期に帰還いただけるように、帰還意向のある方の宅地を中心に、その生活圏として必要なエリアを設定させていただいている。現時点で帰還意向無し、保留としている方についても2回目以降の意向調査等で回答を頂ければ、今回の区域(案)を拡大していく考えである。宅地から離れた農地等については、営農の意向を丁寧に把握させていただき、営農再開の方針や、必要な農業用水利、農業インフラの復旧等について地区の皆様と協議をさせていただく中で検討していきたい。まずは、宅地を中心に設定したエリアを進めていきたい。

(問) 帰還困難区域は大部分が山林であり、地理的な要因からも、これまでに避難指示が解除された区域では生じてこなかったような事案が発生することが予想される。山間部であり、特殊な地域であることを十分に理解した上で、個別の事象に対し柔軟な対応をいただけるよう強く要望したい。

(答) ご指摘のとおりであります。ご要望を受け、この場で町から国へ強く要請する。

【除染・インフラ整備等に関する意見】

(問) 帰還困難区域の大部分は山間部であり、平地で生活しているわけではない。除染した後に山林などからセシウムが流れてきて溜まってしまうという不安がある。

(答) 山林については、これまで避難指示を解除してきた地域と同様に、林縁部から必要な範囲で除染を実施する方針。仮に除染後に線量が高くなる場合には、追加的に除染をさせていただく。

(問) 津島地区全体が上水道も通っておらず地下水(井戸)、山林の沢から引水をしている。生活用水の確保はどうするのか。

(答) 津島地区に関しては上水道が通っていないため、井戸の環境回復に向けた対応、または、元々井戸がなく沢水等で生活されていた方で井戸が新たに必要だという方に関しては町に相談いただきたい。

今後の予定等

町としましては、住民の皆さまからのご意見、ご要望をしっかりと受け止めさせていただき、可能な限り「特定帰還居住区域復興再生計画」へ反映させていただきます。

また、令和 6 年度の早期に除染に着手していただけるよう、当該計画を年内中に国に申請するべく関係機関とも調整を進めております。皆さまの早期のご帰還に向けて、手続きが遅滞することのないようにしっかりと対応してまいります。

以上

「浪江町特定帰還居住区域復興再生計画」の概要

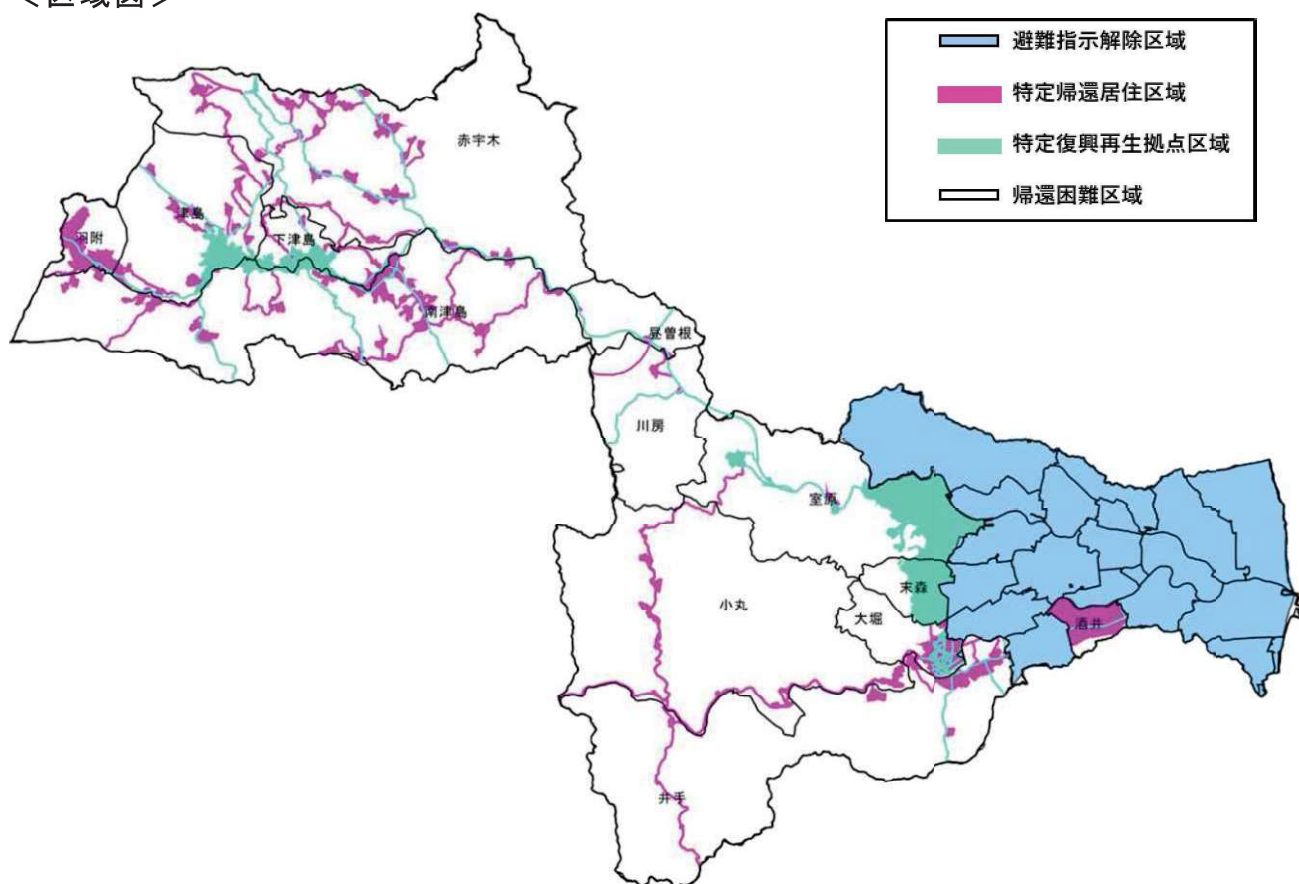
令和5年6月に公布・施行された改正福島復興再生特別措置法に基づき、福島県浪江町の「浪江町特定帰還居住区域復興再生計画」を認定。

計画期間：国の認定日～令和11年（2029年）12月31日

計画区域：井手、小丸、大堀、酒井、室原、羽附、津島、下津島、南津島、赤宇木、川房、屋曾根の各一部

主な事業：除染・家屋解体、道路・上下水道等のインフラ復旧 等

<区域図>



(参考) 根拠条文

福島復興再生特別措置法第17条の9第6項において、市町村長から申請があった特定帰還居住区域復興再生計画について内閣総理大臣が認定することを規定。

特定帰還居住区域復興再生計画

福島県浪江町

令和5年12月

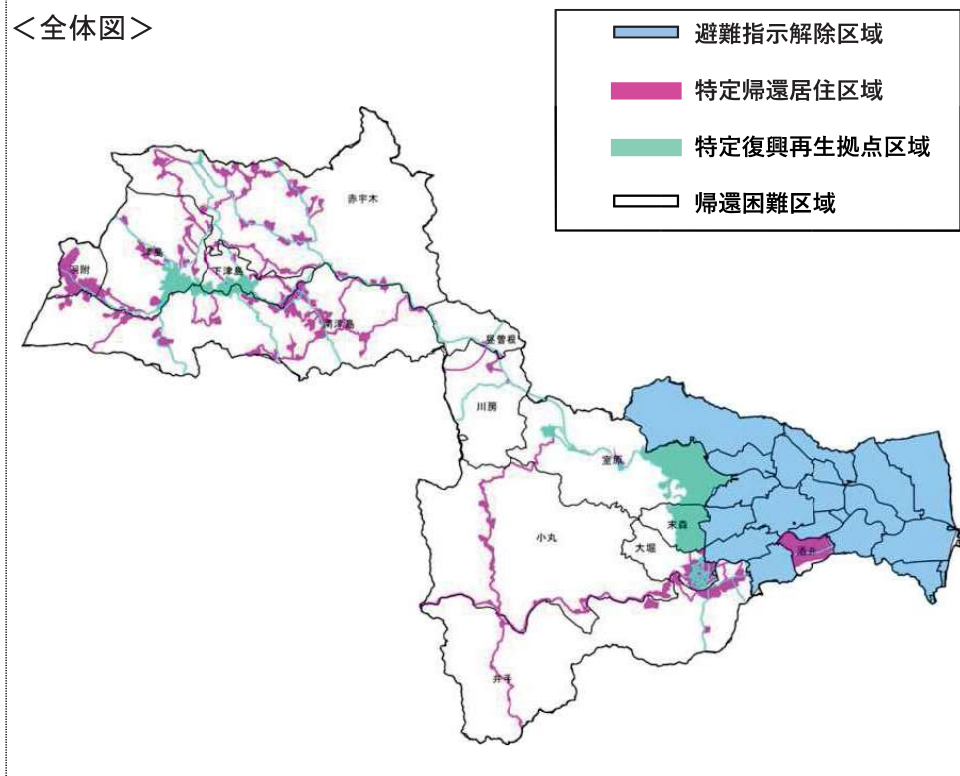
1. 特定帰還居住区域－区域の範囲

| | |
|------|---|
| 市町村名 | 福島県浪江町 |
| 区域 | 大字井手、大字小丸、大字大堀、大字酒井、大字室原、大字羽附、大字津島、大字下津島、大字南津島、大字赤字木、大字川房、大字昼曾根の各一部 |

○特定帰還居住区域図 (法：福島復興再生特別措置法、復興庁令：福島復興再生特別措置法施行規則)

※関係規定：法第17条の9第1項、第2項第1号
復興庁令第9条の2第1項第1・2号

<全体図>



○特定帰還居住区域の対象等

※関係規定：法第17条の9第1項、第2項第1号
復興庁令第9条の2第1項第1・2号

<特定帰還居住区域に含まれる施設>

- ・ 県道253号(落合浪江線)のうち大字大堀から葛尾村境の間、県道50号(浪江三春線)のうち小出谷工区バイパス部分、町道室原小丸北沢線、町道塩浸葛久保線等の特定復興再生拠点区域や周辺の市町村等にアクセスするために必要な道路
- ・ 特定帰還居住区域内のインフラ復旧・整備のために必要な施設(道路、河川、上下水道、電気・通信、農業水利施設等)
- ・ 集会所、墓地、神社等不特定多数の帰還する住民が日常生活を営むために必要となる施設

※なお、特定帰還居住区域には、特定復興再生拠点区域を含まない。

<その他>

- ・ 土壌等の除染等の措置は、特定帰還居住区域の避難指示解除、安全な通行の確保に必要な範囲について実施する。

○特定帰還居住区域の状況

※関係規定：法第17条の9第1項
復興庁令第9条の2第1項第2号

<放射線量等>

- ・ 一部で20mSv/年を上回る箇所も存在するが、概ね20mSv/年以下まで空間線量が低下している。

<事故前後の状況>

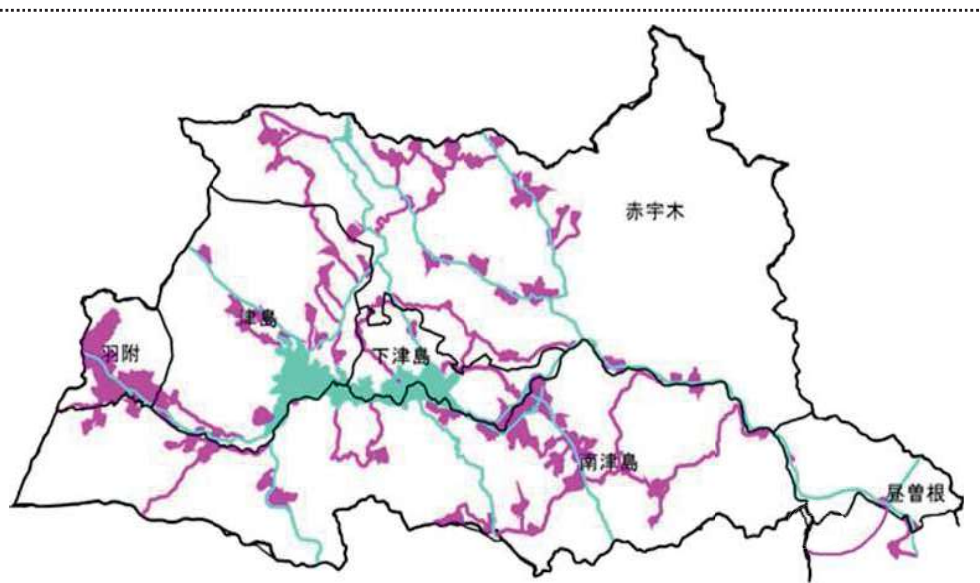
- ・ 事故前は、各地区において集落が形成されており、まとまった行政区で活動してきた。事故後は、長期間の避難指示の継続と立入り制限により、道路、上下水道等のインフラ復旧が進んでいないため、上記の施設等の復旧・整備等を進めていくことで、帰還する住民が安心して日常生活を送ることができる生活環境を整える。

<特定復興再生拠点区域との一体性>

- ・ 当町の特定復興再生拠点区域やその他の市街地には、国道114号や町道等が通じており、一体的に復興及び再生を図ることが可能。

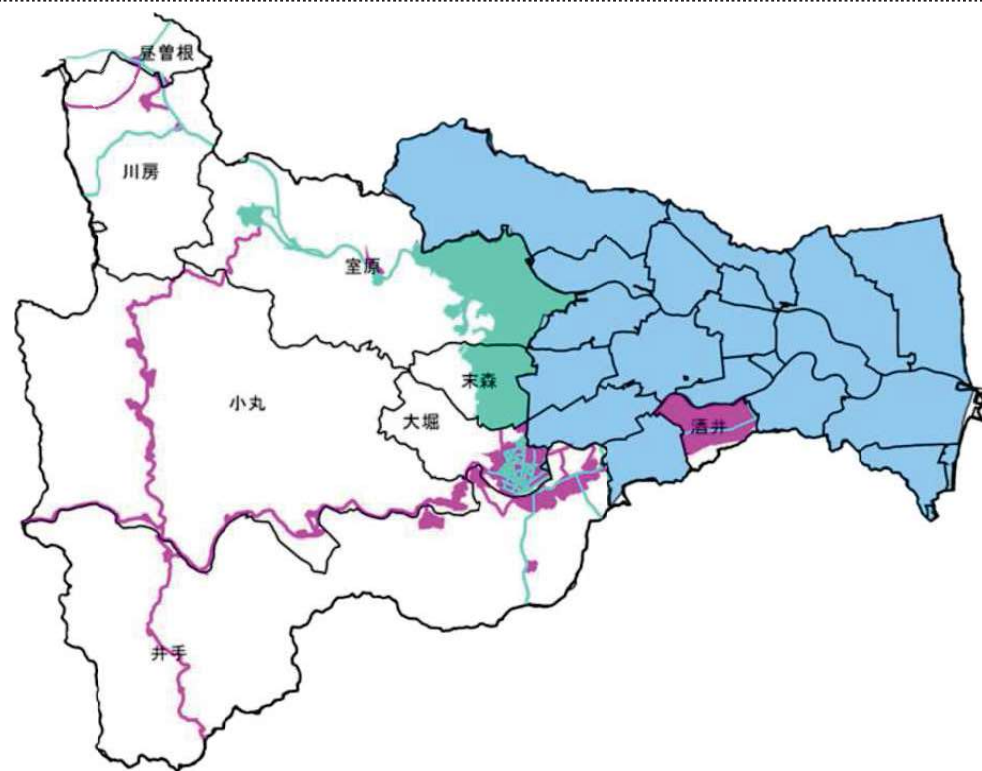
1. 特定帰還居住区域－区域の範囲

○特定帰還居住区域図（拡大図）



上図：大字羽附、大字津島、大字下津島、大字南津島、大字赤宇木、
大字昼曾根

右図：大字井手、大字小丸、大字大堀、大字酒井、大字室原、大字川房



2. 計画の意義・目標

※関係規定：法第17条の9第2項第2号

- ・浪江町は、帰還困難区域を含む町内全域で、帰還できる環境が整った段階で帰町宣言を行うこととしている。よって、長い年月を要するとしても、帰還困難区域全域を避難指示解除することを目標とする。
- ・そのうえで、「特定帰還居住区域」は、2020年代をかけて、帰還意向のある住民全員が帰還することができる環境を整える。

3. 計画の期間

※関係規定：法第17条の9第2項第3号

- ・国の認定があった日～令和11年（2029年）12月31日

4. 特定帰還居住区域の整備等（事業再開のための支援、道路その他の公共施設の整備、生活環境の整備に関する事項）

<特定帰還居住区域外とのアクセスの確保>

- ・避難指示解除済みの国道114号、国道399号等の維持管理・修繕や、県道253号（落合浪江線）のうち大字大堀から葛尾村境の間、県道50号（浪江三春線）のうち小出谷工区バイパス部分、町道室原小丸北沢線、町道塩浸葛久保線等の除染・整備により特定復興再生拠点区域や周辺の市町村等へのアクセス道路を確保する。

<特定帰還居住区域内の整備の概要>

- ・除染・家屋解体を進め、道路、河川、電気・通信、上下水道等の生活インフラの復旧・整備を実施する。
- ・集会所等については、利用ニーズへの対応や効率的な運営を考慮し、住民のコミュニティ再生に寄与するものとなるよう再整備を進める。
- ・農業水利施設の復旧・整備等については、各地域における営農再開に向けた検討状況等に留意しつつ、関係者と協議の上、営農に必要な範囲での実施に向けて調整を進める。
- ・その他生活関連サービスについては、避難指示解除時のサービス提供を目指し、関係者と調整を進める。
- ・インフラ整備と土壌等の除染等の措置などについては、特定復興再生拠点区域復興再生計画の際と同様に、一体的かつ効率的に実施する。

5. 土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理

※関係規定：法第17条の9第2項第7号、第17条の23第1・2項

- ・本計画、関係法令及び「除染関係ガイドライン（環境省 平成25年5月 第2版（平成30年3月追補））」に従って、特定帰還居住区域において避難指示解除に必要な範囲について、国が土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理を行う。

6. 廃棄物の処理

※関係規定：法第17条の9第2項第7号、第17条の23第3・4項

- ・本計画、関係法令及び「廃棄物関係ガイドライン（環境省 平成25年3月 第2版）」に従って、特定帰還居住区域において国が認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の処理を行う。
- ・また、本計画に基づき各事業主体が実施するインフラ整備事業に伴い発生する廃棄物についても、国は個別に各事業実施主体と相談しながら、当該インフラ整備事業の実施に支障が生じないよう対応する。

7. その他特定帰還居住区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

※関係規定：法第17条の9第2項第8号

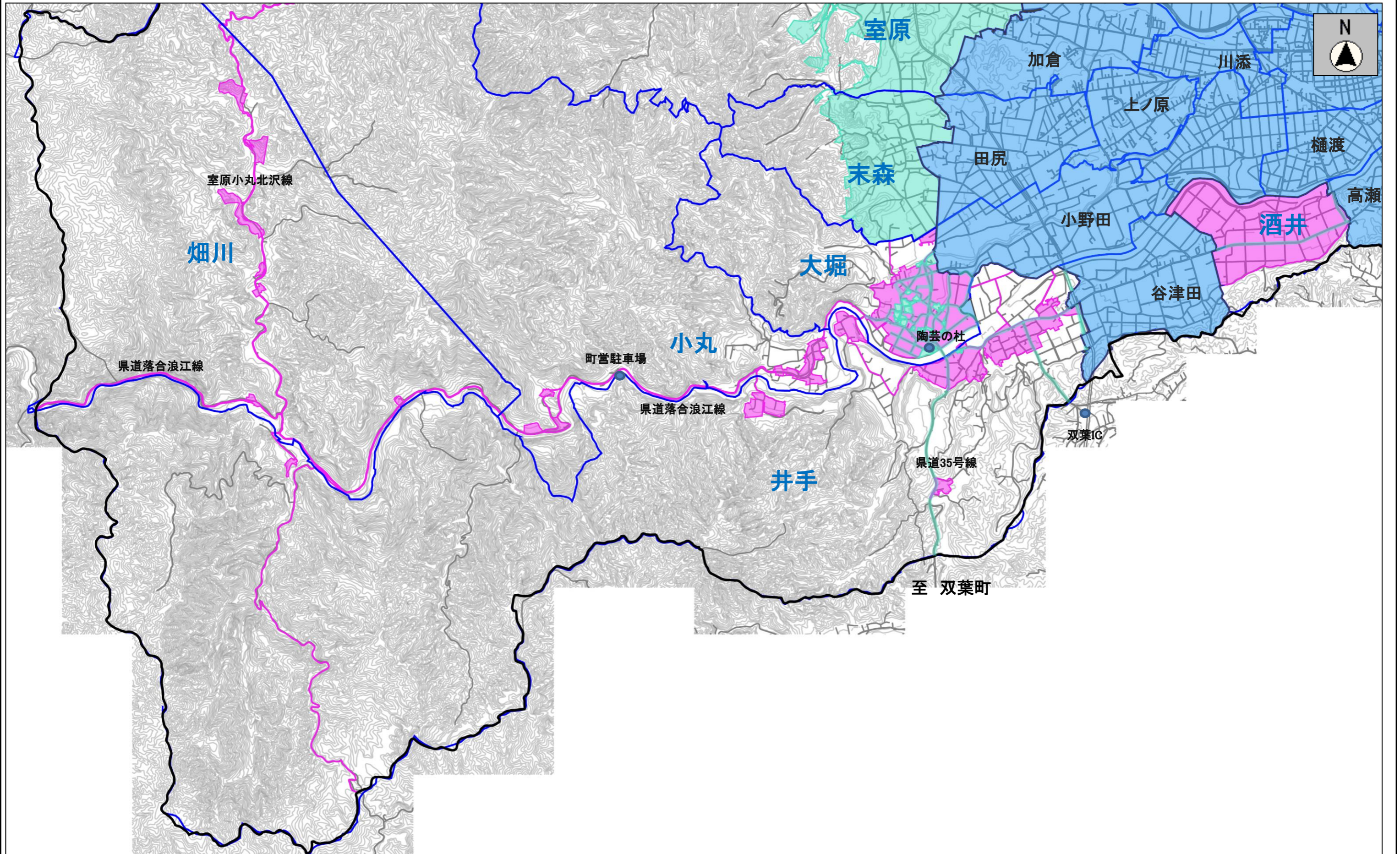
<生活関連サービス、防犯・防災等>

- ・生活ごみ処理サービスの再開にかかる調整を実施する。
- ・防犯については、地域防犯パトロール及び防犯カメラの継続、防犯灯の設置に向けた調整を実施する。
- ・医療・介護については、解除済み区域や避難先自治体において整備・実施している診療所や介護事業所等を活用する。
- ・特定帰還居住区域の避難指示解除にあわせて郵便物を受けられることができるよう、郵便局と調整する。
- ・地上デジタル放送の視聴及び携帯電話の使用が可能となるよう、必要な難視・不感対策を行う。

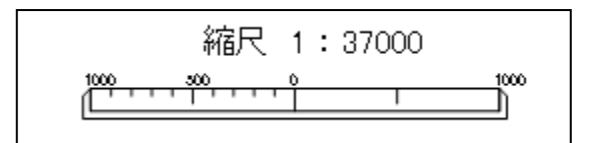
<その他（立入管理等）>

- ・認定後、空間線量率の状況等を踏まえ、必要に応じ帰還困難区域における立入規制の緩和を内閣府に協議する。

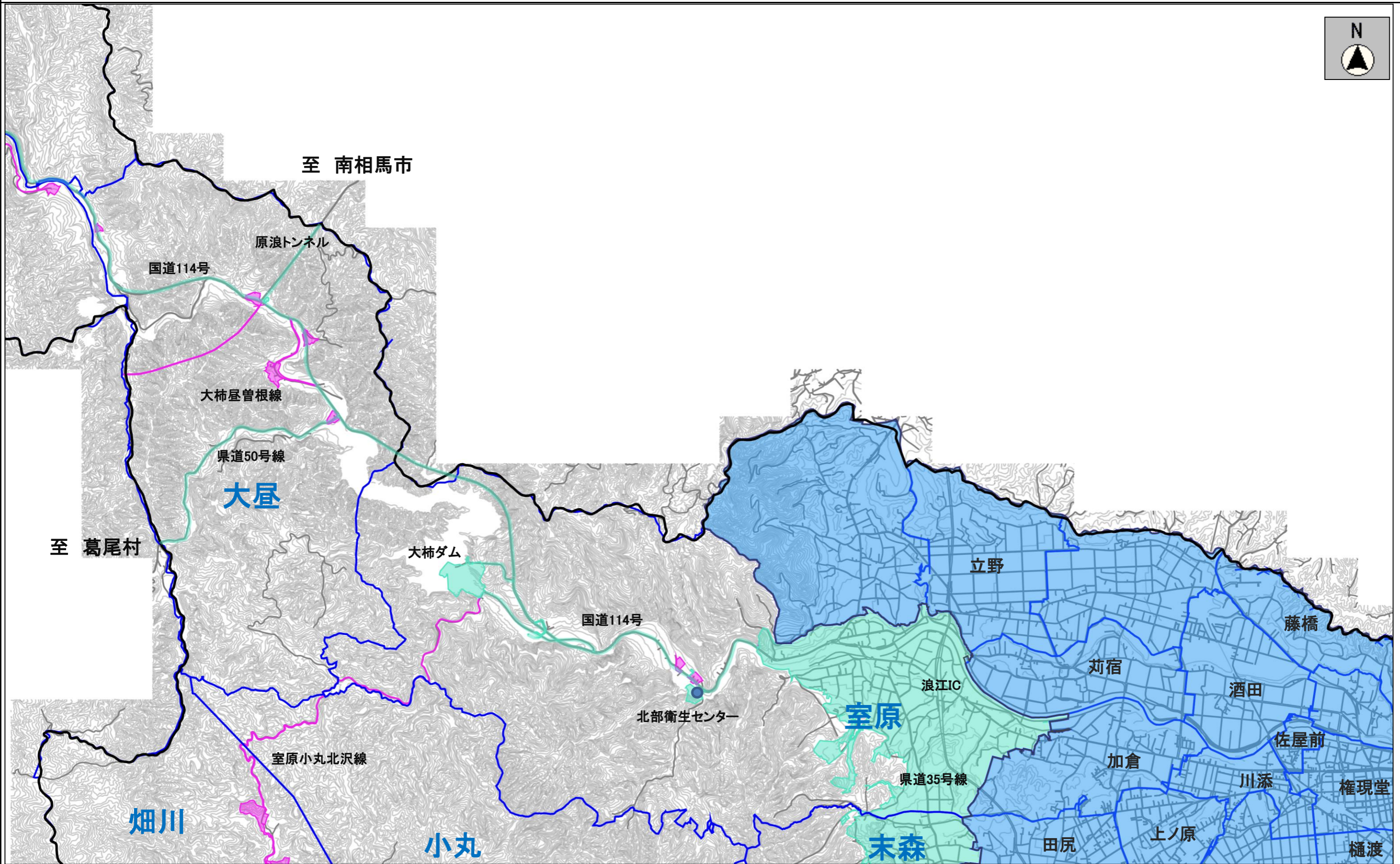
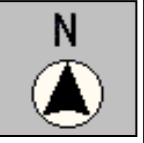
特定帰還居住区域(酒井・大堀・井手・小丸・畑川)



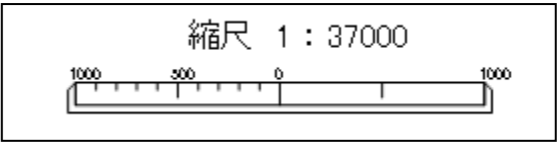
| | |
|----------|--|
| 町村界 | |
| 行政区界 | |
| 特定帰還居住区域 | |
| 特定復興再生拠点 | |
| 避難指示解除区域 | |



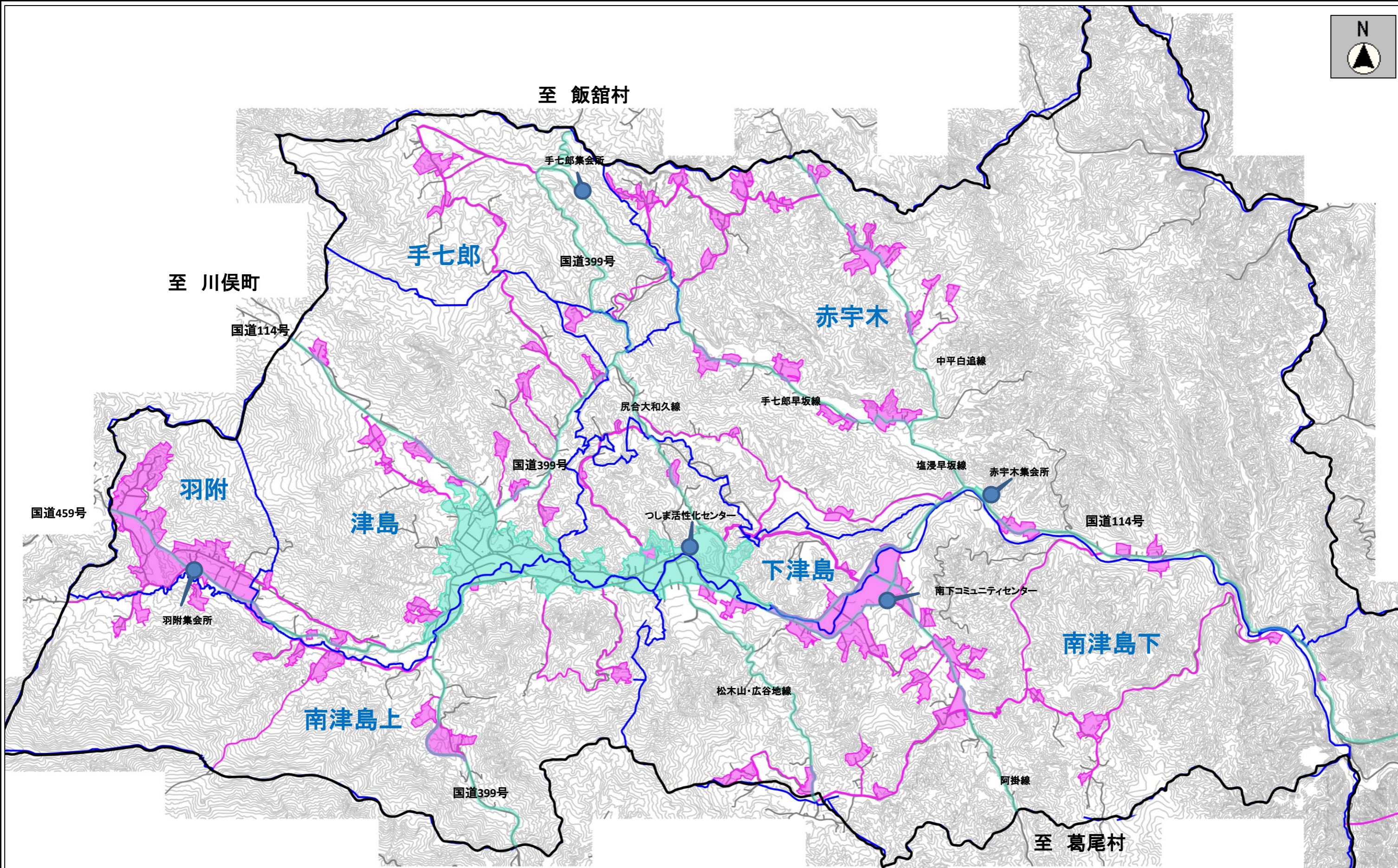
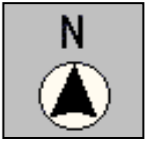
特定帰還居住区域(大昼・室原)



| | |
|----------|--|
| 町村界 | |
| 行政区界 | |
| 特定帰還居住区域 | |
| 特定復興再生拠点 | |
| 避難指示解除区域 | |



特定帰還居住区域(津島地区)



- 町村界
- 行政区界
- 特定帰還居住区域
- 特定復興再生拠点

縮尺 1 : 37000

